

令和 2 年度

定期監査結果報告書

四條畷市監査委員



睨 監 第 1 5 1 号
令 和 3 年 2 月 3 日

四條睨市監査委員 津 地 善 勝

四條睨市監査委員 長 畑 浩 則

定期監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和2年度定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり提出します。

1 監査の対象

都市整備部

建設課

危機管理課

都市計画課

下水道課

田原処理場

会計課

議会事務局

2 監査の期間

令和2年9月1日から令和3年1月28日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

監査に当たっては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に準拠し適正になされているか、また、監査対象部局が所管する事務事業が、合理的かつ効率的に執行されているかどうかを着眼点とし、監査対象部局に関係書類及び資料の提出を求め、提出された関係書類及び資料を調査するとともに関係職員から事情を聴取する方法により監査を実施した。

4 監査対象の所掌事務

【都市整備部】

都市整備部の所掌事務は、四條畷市事務分掌条例（昭和45年条例第14号）において、

- (1) 災害対策の総括に関すること。
- (2) 防犯に関すること。
- (3) 災害時の活動に関すること。
- (4) 交通政策に関すること。
- (5) 道路及び河川に関すること。
- (6) 交通安全施設に関すること。
- (7) 土地改良事業に関すること。
- (8) 建築に関すること。

- (9) 公園及び緑化に関すること。
- (10) 都市計画及び土地利用計画に関すること。
- (11) 土地区画整理に関すること。
- (12) 下水道に関すること。

と規定されている。

【会計課】

会計課の主な所掌事務は、四條畷市会計課設置規則（平成19年規則第6号）第2条において、

- (1) 現金及び有価証券の出納、審査及び保管に関すること。
- (2) 物品の出納及び保管に関すること。
- (3) 支出命令の審査に関すること。
- (4) 会計間の連絡調整に関すること。

などと規定されている。

【議会事務局】

議会事務局の所掌事務は、四條畷市議会事務局規程（平成13年議会規程第3号）第5条において、

- (1) 本会議、委員会その他の会議に関すること。
- (2) 議案、意見書、請願書、陳情書等に関すること。
- (3) 会議録の調製に関すること。
- (4) 議員の報酬及び費用弁償に関すること。

などと規定されている。

5 監査の結果

四條畷市監査基準に準拠して1から3までのとおり審査を実施した限りにおいて、監査対象部局から提出された関係書類及び資料を調査し、関係職員から事情を聴取した結果、事務事業の執行は、概ね法令に適合し正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしていると同時に、その組織及び運営の合理化に努めているものと認められた。

しかしながら、一部において留意すべき、あるいは改善などを要する事項が認められたため、これらについて指摘を行い、是正や見直し等を図るよう要請した。

併せて、以下の諸点について、さらに調査研究、検討、改善等を要望するもので

ある。

◇建設課

○地籍調査事業について

本市において、地籍調査済である区域の面積は、本市面積の1割程度であるとのことであった。地籍調査により得られる各土地の所有者、地積、地目等の情報は、災害復旧事務等にも活用できるものと考えられる。

地籍調査事業には労力と時間を要し、すぐに完了できるものではないと思うが、少しずつでも進めていけるよう検討されたい。

○コミュニティバス及びデマンドタクシーについて

今年度からデマンドタクシーの実証運行を行うなど、よりよい地域交通について模索が続けられているものと思う。

一方、人件費の高騰等によりコミュニティバス運行経費が増加しているという報告があった。

地域交通の利便性とそれに要する経費は、概ねトレードオフの関係にあると考えられることから、今後も乗降人員数の実績等を踏まえて機動的に運行本数、運行経路、運行形態等の見直しを行うようにされたい。

◇危機管理課

○新型コロナウイルス感染症流行下における災害対策について

新型コロナウイルス感染症の流行により、多人数が1箇所に集まることが忌避される状況となり、市民が災害時に避難所へ参集することについても不安感が広がっているように感じられる。

災害時の避難所における感染症の拡大を防止するとともに、市民の積極的な避難所の活用をはかるためにも、保健部局とも連携し、避難所における感染症対策に配慮を尽くされたい。

○災害対策システムの活用について

今年度に災害対策システムを導入し、今後職員への研修等を行う予定との報告があった。

本システムの導入により、行政内部の災害対応体制が強化されるのみならず、

市民が本システムを通じて、災害情報を適時に取り入れられるようになることに期待する。

そのためにも、本システムの基本的な操作について全職員が習熟するよう研修等の充実を図るとともに、市民向けシステムが公開される折には積極的な啓発活動を行うよう努められたい。

◇都市計画課

○危険性のあるブロック塀に対する対応について

平成30年の大阪北部地震により、ブロック塀の危険性が広く認識されて以降、本市も撤去等に尽力されているものと思う。しかしながら、現状においてもひび割れの修復が不十分なままのブロック塀など、危険と思われるものが散見される。

補助金についての周知啓発を図るとともに、大阪府とも連携し、危険と思われるブロック塀の所有者に対しては、今後も撤去等の協力要請を続けていくよう努められたい。

◇下水道課・田原処理場

○下水道事業の経営について

本市の下水道事業の経営にかかる懸念事項について、更新費用の捻出が課題であることが報告された。更新費用が発生するまでには、まだしばらく期間があるとのことであった。

更新費用が発生し始めるまでの間に、企業債の残高を減らし利払い負担を減らすよう今後も効率的な経営に努められたい。

また、民間活力の利用など、抜本的な対策についての調査研究も併せて進められたい。

◇会計課

○公金取扱いに関する費用負担について

令和2年度から指定金融機関に対し、指定金融機関業務委託料として1年当たり1,595万円の委託料が発生することとなった。

昨今の低金利の情勢から、指定金融機関に対し費用負担を行うことは全国的な流れになっているものと聞いている。

また、公金収納代行手数料など、別の面でも費用負担の引き上げを求められる流れとなることが予想されている。

徴収関係の部署とも連携し、地方公共団体の金融機関に対する費用負担に関する情勢についての情報収集に今後も積極的に取り組むよう努められたい。

○財務会計システムの予算配当について

財務会計システムについては、会計事務、予算事務及び契約事務で使用されており、現在は会計課に予算配当されていると聞いている。

会計課は支出に関する最終の審査を行う部署であることから、いずれの部署の支出についても慎重に審査を行っているものと思うが、会計課に高額の予算配当がされた事業がある場合には、その審査が十分に機能しない危険性がないとも言えない。

そのため、関係する他課へ予算配当を見直すなどの検討を行われたい。

◇議会事務局

○議長車の活用について

新型コロナウイルス感染症の流行により、議会事務局が保有する議長車について利用率が低下していることが見受けられた。

今年度は複数の都道府県で利用率が低い上に過度に高額な知事車等が問題となり、市民からの関心も高いものと思われる。本市の議長車については年間25万円程度のリース車であり、過度に高額なものとは考えないが、より積極的な利活用は必要であると考ええる。

現在、検討段階との報告があったが、本来の用途に支障が出ない範囲で極力広く活用がされるよう検討を進められたい。

○市議会におけるペーパーレス化について

ペーパーレス化の実現は、用紙の使用量や印刷費用の削減だけではなく市議会の活性化に寄与するものと思われる。現在、各種システムやタブレット端末の導入に向けて試行錯誤しながら準備を進められているとのことであるが、本格運用開始後もさまざまな課題が生じることが予想される。

運用基準を理事者側ともしっかり共有し、より適正な形で運用していけるよう引き続き検討を続けられたい。